

# 9月議会で、庁舎建替えの「基本計画・基本設計・実施設計」予算が承認されました しかし、「建替え」は決まっていません！

**予算が承認されても、「建替え」は決まっていません  
設計の契約、用地買収、「位置条例」変更も未だです**

予算が承認されても、「基本計画・基本設計・実施設計」の契約は成立していません。

事業者が選定されても、契約議案が議会に付託されます。さらに「市役所の位置を決める条例案改正」が「3分の2」の賛成

**事業費や場所の選定など、  
重要事項が、市民の知らないところで決まっています**

今年4～5月の住民説明会では場所未定、その後わずか4カ月で、本庁をNTT桜町へ移転建替え、中央区役所を花畑町別館跡地に分棟となりました。

事業費は、説明会で移転建替え390億円、5月特別委員会で

が必要な「特別多数決」の議案可決が必要です。これら全てをクリアしなければ、市役所建替えはできません。

「建替え」ありきですすめ、「建替え」が決まったように広報している市は、大いに問題です。

建設費470億円、6月特別委員会で総事業費「616億円+α」（土地代含む）と2倍近くに。

市民の知らないところで決まり、市民への説明は一切行われていません。市長は、「市議会に報告する」の一点張りです。

**「基本計画・基本設計・実施設計」の一括発注は「異例」  
国のルールを無視、踏むべき手続きを踏んでいません**

このような大事業で一括発注は全国に例がありません。

国土交通省の「地方公共団体の建築事業の円滑な実施に向けた手引き」では、「基本計画」策定は「発注者」の仕事、「基本・実施設計」は「設計事務所」の仕事であるとしています。基本計画を設計会社へ丸投げすれば、「建売市役所」になってしまいます。

**市民の理解や納得が必要！  
国の指針では、説明責任の相手は納税者である「住民」**

長年、大型公共事業への国民の厳しい視線が注がれる中でつくられた国土交通省の「社会資本整備の説明責任向上行動指針」では、公共事業の説明責任の相手は「住民」として明確にしています。

国土交通省の「建築設計業務委託のすすめ方・適切な設計者選定のマニュアル」では、設計者選定の前に「事業目標・重点整備項目・施設概要・敷地や工期、総工事費を明らかにし、事前調査を行う」としています。今回の一括発注は、これらをやっていません。この点でも、ルール違反です。

市民に説明しない市のやり方はルール違反です。市政史上最大のハコモノ「庁舎建て替え」は、国の指針に則り、市民への説明を尽くし、市民合意ですすめるべきです。



**日本共産党  
熊本市議会だより**

熊本市中央区手取本町1-1  
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1385  
2024年10月6日号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
HP：共産党 熊本市議団

 **検索**



上野みえこ  
(中央区)



いせり栄次  
(東区)

# 建替え根拠が破綻し、将来に大きな負担となる

## 「市役所建替え」、市民不在のまますすめていいのでしょうか？

### 市政史上最大「616 億円 + α」、事業費は青天井 借金は元利合わせ 629 億円、孫子の代までの借金払い

現在示されている総事業費は「616 億円 + α」です。

事業費の説明に「+ α」がつけられたことは、これまで一度もありません。NTT 桜町の用地買収費や建設物価高騰分がどこまで増えるかわからないため、「+ α」がつけられています。

このような青天井の事業費は、「最小の経費で、最大の効果を上げる」という地方財政法の趣旨に反します。

しかも、元利合わせて 629 億円の借金返済が完了するのは 30 年も先です。孫子の代までの借金となります。

### 市政だよりの「実質負担・255 億円」間違い、市負担は「614 億円」

市政だより 10 月号では、事業費「616 億円 + α」から交付税措置額を引いて、「255 億円」の実質負担と説明しています。

しかし右表のとおり、事業費の財源内訳に交付税は入らず、事業費からは引かれませんが、国の支援は 2 億円のみで、実質負担は市債と一般財源の合計額 614 億円です。

地方交付税は、建設時には 1 円も入らず、算入は借金返済が

始まる 10 年先から完了する 30 年先です。その時の国の財政事情で交付税額そのものが変わる可能性すらあります。

#### 【事業費・616 億円の財源内訳】

市債	554 億円
一般財源	60 億円
国交付金	2 億円
総事業費	616 億円 + α

\*合併推進債とは、合併の支援措置で、必要額の 90%に充当でき、借入額の 40%に交付税が計算上措置されます。

### 建替えの根拠「耐震性能の不足」は破綻

現庁舎の地下には、耐震性のある「地下連続壁」や直径 2m の「場所打ちコンクリート杭」が 159 本あることで熊本地震に無傷であったと、齋藤幸雄元日建設設計構造部長や三井宜之元熊本建築センター理事長がその耐震性を指摘しました。

しかも、他の自治体の庁舎解体費の何倍にも及ぶ現庁舎解体費 90 億円が、地下構造体の

強固さを裏付けています。

また熊本市は、総務省へ過去 20 年以上、「現行建築基準法で現庁舎は耐震性能を満たしている」と報告してきました。

市政 100 周年記念誌には、「マグニチュード 7.9 の関東大震災の 2 倍の地震に耐える強固な構造」と記載しています。

このように「耐震性能不足」の建替え根拠は、破綻しています。

### 移転根拠である「現庁舎は 6m も浸水する」の誤り

現在、白川は「緑の区間」の改修が完了し、太甲橋から明午橋の区間には立派な堤防が完成しています。立野ダムによる効果もわずかですが、2012 年の九州北部豪雨レベルの雨量では越水しないところまでの河川改修が完了しています。

ところが市は、堤防ができる前の 2012 年九州北部豪雨で、

藤崎宮横の白川が越水した時の浸水図を庁舎特別委員会資料として提出し、中心市街地が今でも 6m 浸水するという虚偽の説明を行いました。

現庁舎が 6m の浸水部分に立地することが、移転建替えの根拠ともなっており、重大な誤りです。市民を騙して建て替えをすすめることは許されません。